北朝鮮船籍タンカー「NAM SAN 8（ナムサン８）号」と船籍不明の小型船舶による
洋上での物資の積替えの疑い（令和元年１２月１６日・１７日）

１．事案の概要

令和元年１２月１６日（月）昼、北朝鮮船籍タンカー「NAM SAN 8（ナムサン８）号」（IMO 番号：8122347）と船籍不明の小型船舶が東シナ海の公海上（上海の南東約２９０kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第１航空隊所属の哨戒機「Ｐ－１」（鹿屋）が確認しました。また、翌１７日（火）午前にも、北朝鮮船籍タンカー「NAM SAN 8 号」と前日と同一のものと思われる船籍不明の小型船舶が東シナ海の公海上（上海の南東約２９０km の沖合）で接舷していることを海上自衛隊第８護衛隊所属の護衛艦「しまかぜ」（佐世保）が確認しました。

これらの船舶は、両日とも、接舷した上で蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「NAM SAN 8 号」は、平成 30 年３月に国連安保理北朝鮮制裁委員会から資産凍結・入港禁止の対象に指定された船舶です。

（写真①：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「NAM SAN 8（ナムサン８）号」と船籍不明の小型船舶。１２月１６日１２時００分頃撮影）

（写真②：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「NAM SAN 8（ナムサン８）号」と船籍不明の小型船舶。１２月１７日９時００分頃撮影）

（写真③：「NAM SAN 8（ナムサン８）号」。１２月１７日９時００分頃撮影）

２．我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会（専門家パネル）に通報するとともに、関係国と情報共有を行っています。

（参考）

本事案は、我が国の公表案件として１５回目のもの（「瀬取り」実施が疑われる回数としては２２・２３回目）。